

# 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、質の高い医療を提供するため、オンライン資格確認等システムを活用し、診療情報・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用できる体制を整備しています。

また、取得した情報を医師等が診療に活用し、安全で適切な医療の提供に努めています。

当院は、厚生労働省の定める施設基準に適合する医療機関として、

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3（初診時）
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算（再診時）
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 1（入院時）

の届出を行っています。

今後もより安全で質の高い医療の提供に努めてまいります。

名南病院 院長